

平成29年 4月 5日
四国地方整備局

平成28年度 「四国地方整備局総合評価委員会」を開催

「四国地方整備局総合評価委員会」は、四国地方整備局が総合評価落札方式による工事の発注、及び総合評価落札方式、プロポーザル方式による建設コンサルタント業務の発注を行うにあたり、技術提案の審査又は評価が中立かつ公正に行われるように、学識経験者から意見聴取するために設置したものです。

平成29年3月22日に開催した平成28年度四国地方整備局総合評価委員会において、平成29年4月以降の工事及び業務の総合評価落札方式の見直し等に関するご意見を聴取し、実施方針策定の参考としました。

【総合評価委員会の概要】

1. 日時：平成29年3月22日（水） 9：50～11：50
2. 場所：高松サンポート合同庁舎 13階 1306・1307会議室
3. 出席委員：渡邊法美委員長、氏家勲委員、長尾文明委員、松島学委員
武藤裕則委員、森脇亮委員（順不同）
4. 議事次第
 - I 報告事項
 - 1) 四国地方整備局総合評価委員会委員の交代について
 - 2) 総合評価落札方式（工事）による入札状況等について
 - 3) 建設コンサルタント業務等における入札状況等について
 - II 審議事項
 - 【工事】 1) 平成29年度 総合評価落札方式の取り組みについて
 - 【業務】 2) 平成29年度 入札契約方式の取り組みについて
 - 【規則等】 3) 四国地方整備局総合評価委員会規則・細則等の変更について

5. 主な意見の概要

【渡邊委員長まとめ】

- ・ i-Construction活用工事の推進（生産性向上への取り組み）自体は望ましい。コスト面も含め参加企業を後押し出来る仕組みの更なる検討をすること。
- ・ 企業はもとより技術者自身も含め、仕事に対する「モチベーション・やりがい・満足感」という感覚を持てるよう政策づくりにも配慮すべきではないか。差し当たっては、総合評価方式での対応検討の必要を感じる。

<問い合わせ先>	国土交通省 四国地方整備局	TEL：(087)851-8061(代表)
【企画部（全般）】	技術開発調整官 上林 正幸	(内線3120)
	技術管理課長 伊賀 達也	(内線3311)
工事窓口：	技術管理課長補佐 田邊 守英	(内線3314)
業務窓口：	技術管理課長補佐 大西 篤	(内線3313)
【港湾空港部】	品質確保室長 森田 真治	(内線6413)

審議事項

【工 事】

- 1) 平成29年度 総合評価落札方式の取り組みについて

四国の総合評価について

四国地方整備局では、平成17年11月1日に「第1回 四国地方整備局総合評価委員会」を開催、「総合評価落札方式の実施方針」を審議して、工事の落札者決定方法については、「原則、全工事に総合評価を適用する。」こととした。

四国の地域性に配慮した総合評価落札方式となるよう、毎年度、落札結果等を分析し、評価項目、配点等の改善を図ってきたが、**建設投資額の減少**に伴い**受注競争の激化**や入札契約手続きにおける**競争参加者・発注者双方の事務手続きの負担増大**等が課題となった。

国土交通省(本省)は、平成24年2月28日の「総合評価落札方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会」(第6回)において、**競争参加者・発注者双方の事務手続きの負担軽減**等を目的として、施工能力の評価と技術提案の評価に二極化を図るなどの「総合評価落札方式改善の方針(案)」を作成した。

四国地方整備局においても、第6回懇談会の改善方針(案)を参考に、平成24年10月より、四国の実態を考慮しつつ**二極化**を図った。また、平成26年度には更なる負担軽減を目的に、技術提案の招請・評価方法の見直し等の実施方針の改正を行った。

平成26年6月4日公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を目的として、公共工事の基本となる「品確法」を中心に、「入契法」「建設業法」について一体として改正された所謂「担い手3法」に向けた取り組みとして、新たな担い手確保を目的に自治体の工事成績を直轄工事と同一に扱い評価する試行工事を行った。

- ①受注者の偏在
- ②工事品質の確保
- ③技術者の偏在
- ④新たな地域担い手の確保

「二極化」以降、懸念されている総合評価における課題と「担い手3法」に向けた課題

平成29年度 総合評価落札方式実施方針

公共工事の品質を確保するために価格以外の技術的要素を重視する総合評価落札方式の拡充を図り、四国の地域性を考慮し、その評価項目、配点等の見直しを行ってきた。

過去の見直しにおいて、懸念されていた課題について、分析を進めたところ以下の状況となっている。

【現状の分析結果】

【①受注者の偏在】

●受注工事が一社に集中する状況にはなく、受注者の極端な偏在はみられない。

【②工事品質の確保】

●「技術提案評価型」と「施工能力評価型」の発注方式において工事成績の差異はみられるが、両方式において工事成績は上昇傾向にあり、品質低下の兆しはみられない。

【③技術者の偏在】

●技術者の実績、成績評価において、現場代理人の実績を主任（監理）技術者と同等に評価している事により、若手技術者等の主任（監理）技術者の実績を有しない技術者についても受注可能な評価基準となっており、その後の工事成績についても、品質が確保されている事が確認された。

【④新たな担い手の確保】

●複数の試行工事を実施し、うち4件については近年において直轄工事の実績を有していない社からの競争参加の申し込みがあった。

【その他、現状の評価項目等の分析】

- 評価点獲得率の上昇に併せ工事成績も上昇しており、工事の品質確保に対して、一定の相関性のあることが確認できた。
- 各評価項目を通じて、落札・非落札を比較しても、獲得点の分布に大きな差異はみられず、偏りのない評価になっている。
- 応札者数が減少傾向にある工種があり、当該工事について企業の入札参加意欲を向上させる取り組みが必要。

現状分析を踏まえ、「総合評価落札方式の実施方針」の変更は行わず、更なる分析を進めるとともに、引き続き担い手確保に配慮した総合評価方法、受発注者双方の事務負担軽減対策を実施する。

【平成29年度の主な取り組み内容】

●受発注者の負担軽減

①段階選抜方式の継続

②一括審査方式（試行）の継続

●地域企業の活用

①自治体実績評価型（試行）の継続

●担い手の確保・育成

①週休2日モデル工事（試行）等の継続

②若手技術者の配置を促す方式の継続

③段階選抜方式でWLB推進企業を加点評価する試行

④登録基幹技能者の配置に関する加点措置の継続

●i-Construction等新たな取り組み

①ICT土工の推進

②新技術の導入促進を図る総合評価落札方式を推進

③事業促進のための民間活用

●その他の取り組み

①技術提案の有効性の検証

②工事成績相互利用登録機関発注工事と直轄発注工事の工事成績を同列に扱う試行

① 段階選抜方式の継続

技術提案の作成・審査に係る競争参加者、発注者双方の事務手続きの負担軽減を目的に段階選抜方式を取り組む。平成29年度も、WTO対象の本官工事において、必要に応じて実施。

【段階選抜方式とは】

- 1次審査は、「技術者評価」、「企業評価」及び「技術提案Ⅰ」の評価により上位10位までを絞り込み。
- 2次審査は、「技術提案Ⅰ」の評価に加え「技術提案Ⅱ」の評価により総合評価を実施。

◆ 近年の取り組み

平成22年度から実施しており、平成28年度は3件（2組）実施。

【平成28－30年度 絶海池第1橋上部工事】

・一次審査対象者 16者  ・二次審査対象者 11者

【平成28－30年度 寺山トンネル工事】

【平成28－29年度 和田トンネル工事】

（※一括審査対象工事）

・一次審査対象者 31者  ・二次審査対象者 13者

②一括審査方式(試行)の継続

受発注者の事務量軽減、迅速な入札契約手続き、受注業者の固定化対策、並びに隣接する同種・同規模工事を異なる企業が受注することで、受注者間で施工管理・工程管理・環境対策・地元対策など様々な観点から競争させることによって、総合的に品質の向上を図る。さらに、工事間(受注者間)の連携による効率化も図ることも目的としている。

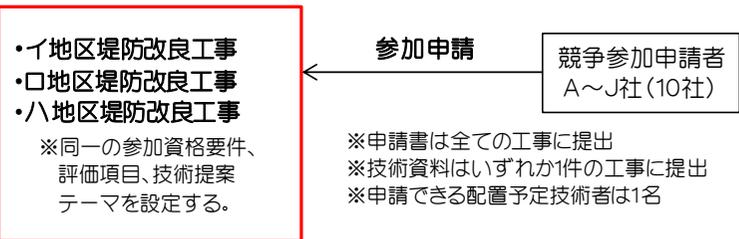
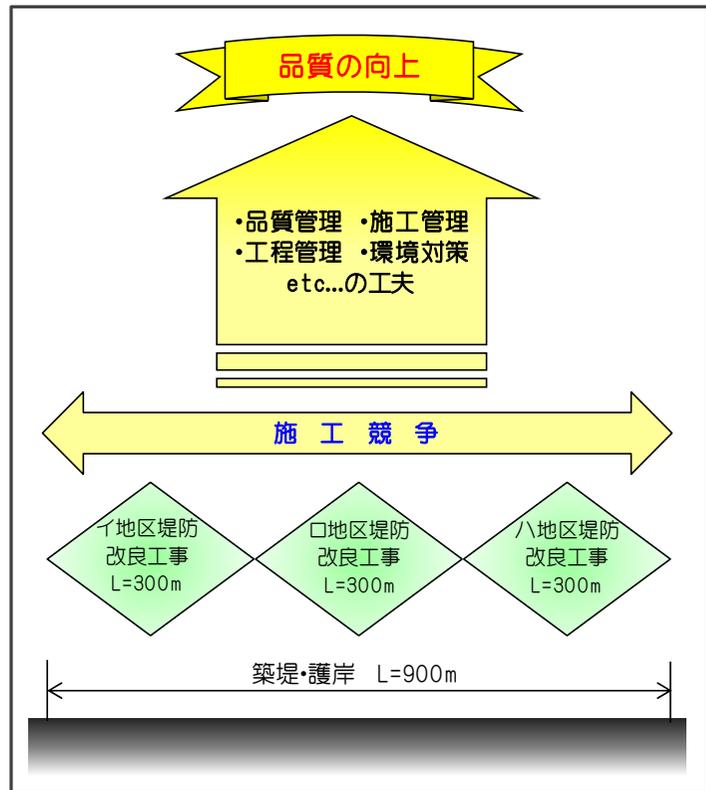
平成29年度は、本官・分任官工事において対象案件、入札動向等を慎重に見極めて、適用可能案件があれば、試行を継続する。

なお、試行に取り組む中で入札動向等配慮すべき事案が確認された場合は、試行内容を含め適切に対応する。

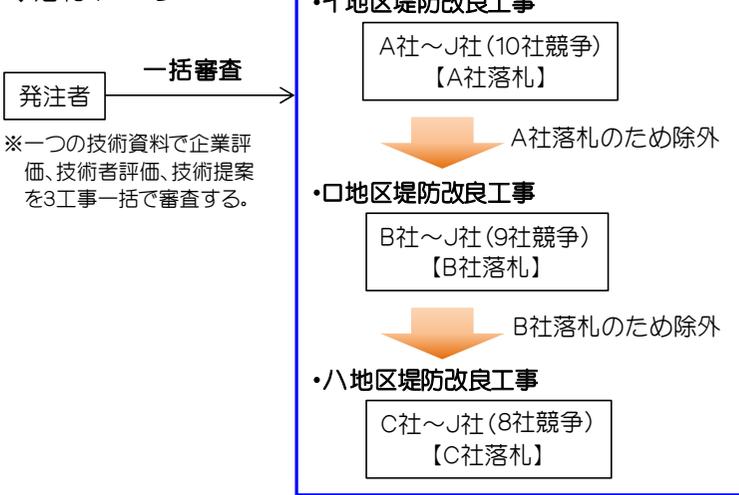
◆隣接する、工種・規模・施工のしやすさ等が同等の工事

◆手続きイメージ

【平成28年度実施】
33組(89件)



◆落札イメージ



①自治体実績評価型(試行)の継続

新たな地域維持の担い手を確保することを目的として、総合評価項目の企業及び技術者評価の工事成績において、県発注工事と直轄発注工事の工事成績を同列に扱うことにより、近年において直轄工事の施工実績を持たない企業の受注機会を拡大させる。

平成29年度は、地域企業の入札状況および工事の品質確保などを考慮して、対象工事を慎重に検討し、引き続き試行を継続する。

①週休2日モデル工事(試行)等の継続

若手技術者が年々減少し、将来の担い手不足が大きな課題となっていることから、建設産業の担い手が長く安心して働くことができる職場環境を作ることと目的とした取り組みのひとつとして実施。

平成29年度は、週休2日モデル工事を本官工事において数件程度実施予定。また、管内における全工事を対象に契約後選択型の試行を継続する。

従来は「契約後、協議により実施」としていたが、平成28年度後期より、「特記仕様書に当初から記載し実施」も行っている。

【平成28年度実施】 契約後協議により実施 18件 特記仕様書で実施を義務づけ 1件

②若手技術者の配置を促す入札契約方式の継続

担い手の中長期的な育成・確保を目的に実施している、同種工事の実績について従事役職によらず同等評価とする若手技術者の配置を促す入札契約方式について、平成29年度も分任官工事等において全工事を対象評価する取り組みを継続実施。



③段階選抜方式でWLB推進企業を加点評価する試行

平成28年3月22日にすべての女性が輝く社会づくり本部で決定された「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」に基づき、建設業界全体でワーク・ライフ・バランスが推進されるように、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業、その他これに準ずる企業（以下「ワーク・ライフ・バランス等推進企業」という。）を評価する取組を平成30年度までに全面的に導入することとしています。

平成29年度は、WTO対象工事（トンネル工事を予定）において、WLB（ワーク・ライフ・バランス）関連認定制度を活用した評価の試行を実施

段階選抜方式の1次審査において、通常の技術提案①及び企業・技術者の評価に加えて下記を加点評価する。

◆次に挙げるいずれかの認定を受けていること。

- | | |
|----------------------------------|-----------------------|
| ・女性活躍推進法に基づく認定等（えるぼし認定企業等）※1 | 一般土木AB等級取得の取得状況： 2企業 |
| ・次世代法に基づく認定（くるみん・プラチナくるみん認定企業）※2 | 一般土木AB等級企業の取得状況： 12企業 |
| ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）※3 | 一般土木AB等級企業の取得状況： 0企業 |

※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条に基づく基準に適合するものとされた企業（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）又は同法第8条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）策定している企業（常時雇用する労働の数が300人以下のものに限る。）をいう。

※2 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条又は15条の2に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※3 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

④登録基幹技能者の配置に関する加点措置の継続

建設工事で生産性の向上を図り、品質、コスト、安全面で質の高い施工を確保するとともに、現場で直接生産活動に従事する技能労働者の施工技術の維持向上とそれを有する者の中長期的な育成・確保を目的とし、平成20年1月に改正された建設業法施行規則に位置づけられている「登録基幹技能者制度」における「登録基幹技能者」を加点評価する。

平成29年度も引き続き、WTO対象工事、維持工事などの工事内容が不確定な工事を除き、登録基幹技能者の活用する本官・分任官工事において引き続き加点評価を実施。

【平成28年度実施件数】343件

WTO除きの全工事件数中、約81%の工事において実施。

また、対象工事において延べ競争参加者1,767者のうち1,168者（約66%）の企業が配置。

◆工事成績点に大きく評価は現れてはいないが、登録基幹技能者の従事により、「品質確保の確実性が上がる」「現場の士気が上がる」「安心して監督できる」等、現場の監督職員からは概ね好評。

登録基幹技能者とは、熟達した作業能力と豊富な知識を持つとともに、現場をまとめ、効率的に作業を進めるためのマネジメント能力に優れた技能者で、専門工事業団体の認定資格を受けた者です。

種類：登録鉄筋基幹技能者、登録型枠基幹技能者、登録橋梁基幹技能者等全33種

①ICT土工の推進

「ICTの全面的な活用（ICT 土工）」等の施策を建設現場に導入することによって、建設生産システム全体の生産性向上を図り、魅力的な新しい建設現場を創出することを目的とし取り組む。

平成29年度は、四国管内の適用可能な本官・分任官の土工工事においてH28に引き続き積極的に導入する。

【ICT活用工事】

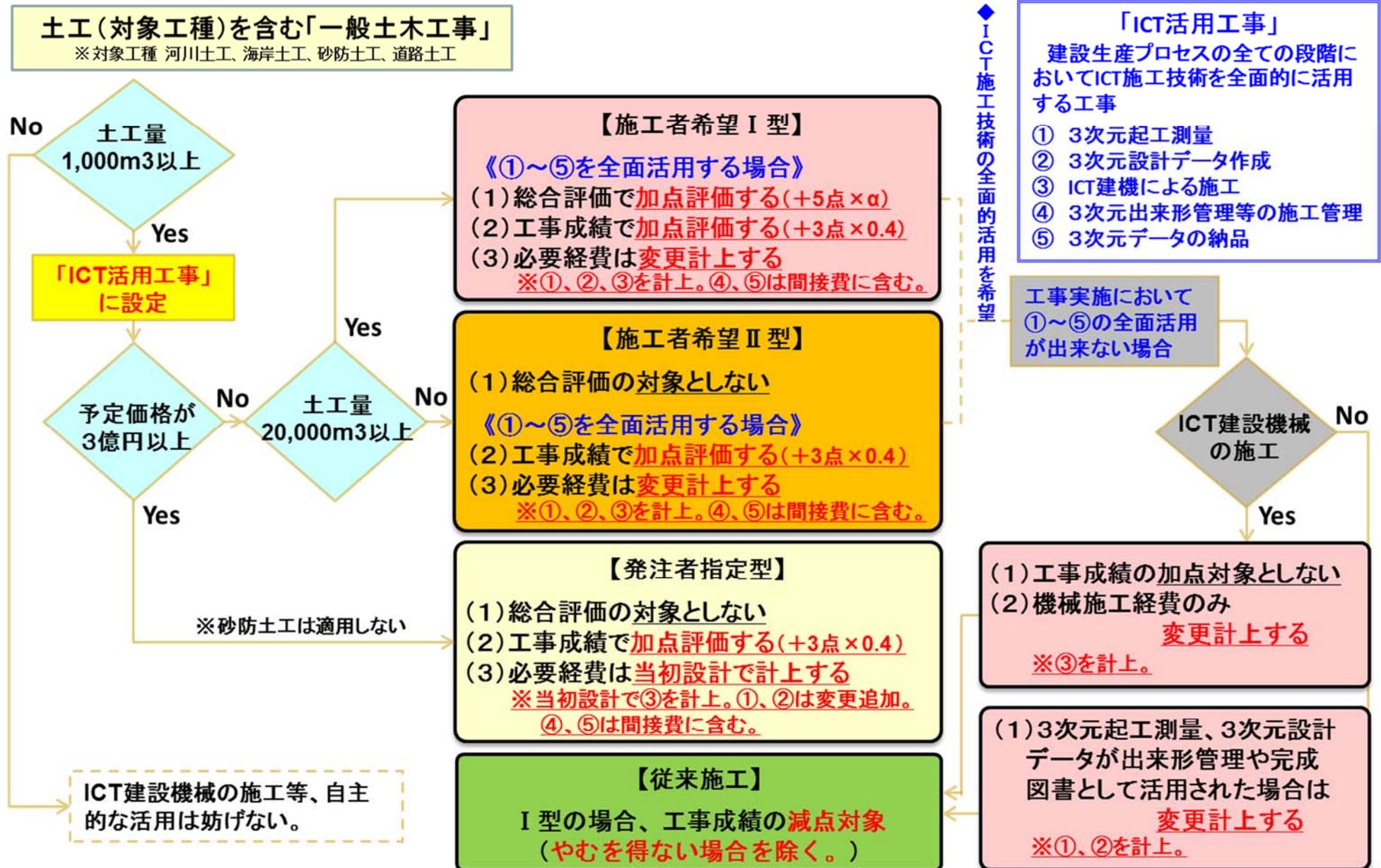
建設生産プロセスの下記①～⑤の全ての段階においてICTを全面的に活用する工事であり、入札公告・入札説明書と特記仕様書に明示することで対象工事とする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

※「ICT活用工事」において、左記①～⑤の一連の施工を行うことを「ICT活用施工」という。



【ICT活用工事の選定の流れ】



【平成28年度実施件数】

発注状況	発注者指定型	施工者希望Ⅰ型	施工者希望Ⅱ型	合計	既契約 ※1
公告・契約手続中	0	0	10	10	-
契約済み	0	5	32	37	-
うちICT土工を実施	0	5	6	11	9
公告予定	0	0	2	2	-
合計：年間発注件数(予定含む)	0	5	44	49	—

※1 既契約は施工者との協議により、設計変更をしてICT活用工事とする工事

※2 上記一覧の工事については、3月15日時点で公表されている工事データをもとに作成

◆ICT土工に取り組んだ者からは、「土木のイメージが変わった」「若手技術者のやりがいに繋がった」との意見あり。

②新技術の導入促進を図る総合評価方式について

建設現場のイノベーションの推進等を進めるため、これまでのNETIS活用実績の評価に加え、「新技術導入促進型総合評価方式」の導入を検討する。

特に工事現場のニーズ等に基づいた新技術等の検証を行う試行工事について積極的に実施を検討する。

◆新技術導入促進（Ⅰ）型

技術提案評価型において、仕様書等にはない新技術を活用する提案を求め、当該工事内容の品質向上、工期短縮等の効率化の実現性、有効性について評価する。【**実用段階にある新技術**を対象】

◆新技術導入促進（Ⅱ）型

技術提案評価型において、上限額（入札価格の数%程度）を示したうえで、主として**実用段階に達していない新技術の活用、または要素技術の検証のための提案**を求め、当該工事内容の品質向上等の他に公共工事に及ぼす影響等について検証する。【**研究開発段階にある新技術**を対象】

◆技術提案・交渉方式（ECI方式）型

大規模構造物を対象とした工事については、新技術活用分野が多岐にわたることから、**設計段階から施工会社より技術提案を行うことにより、工法、材料等についても新技術の導入を促進**

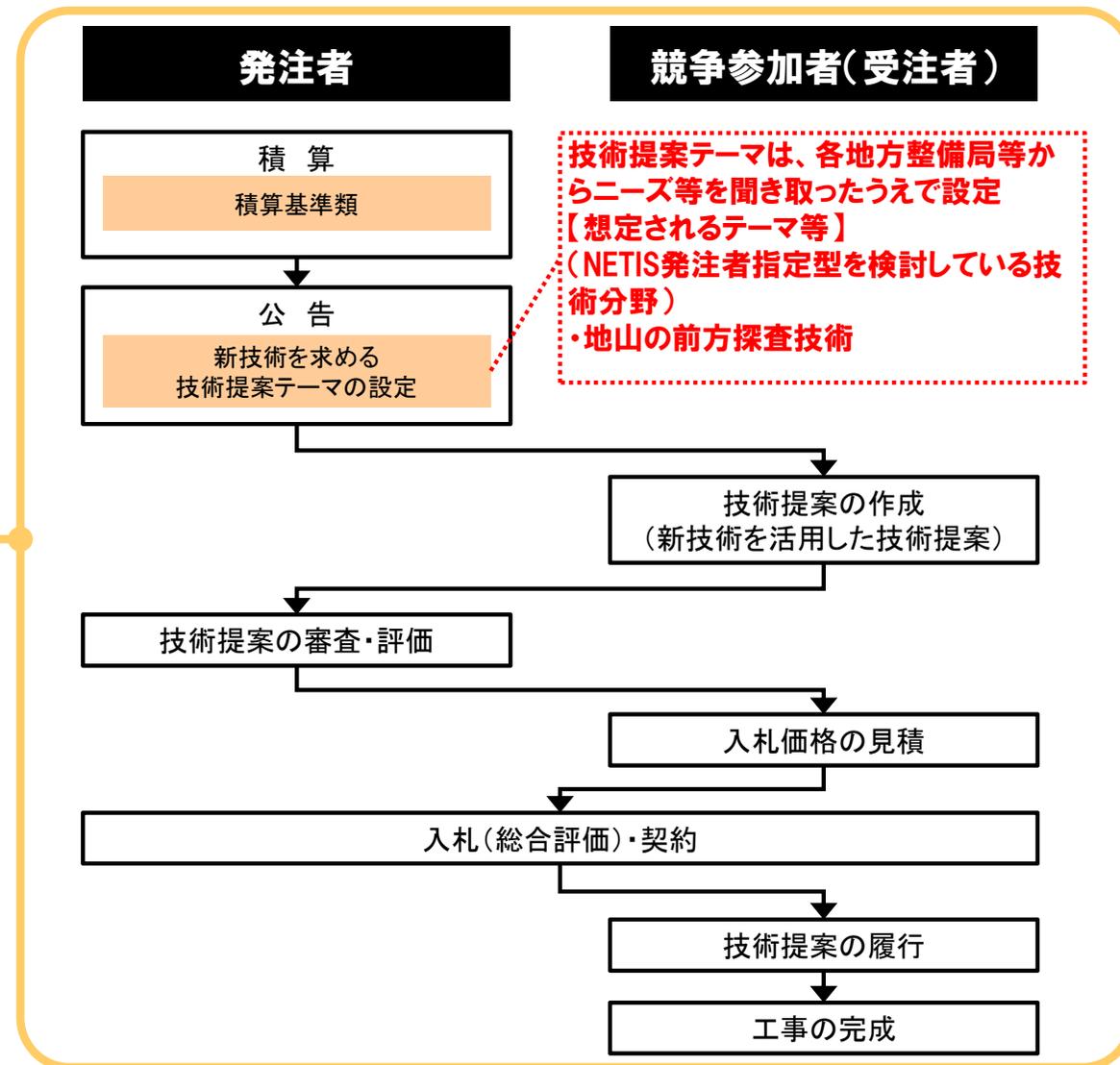
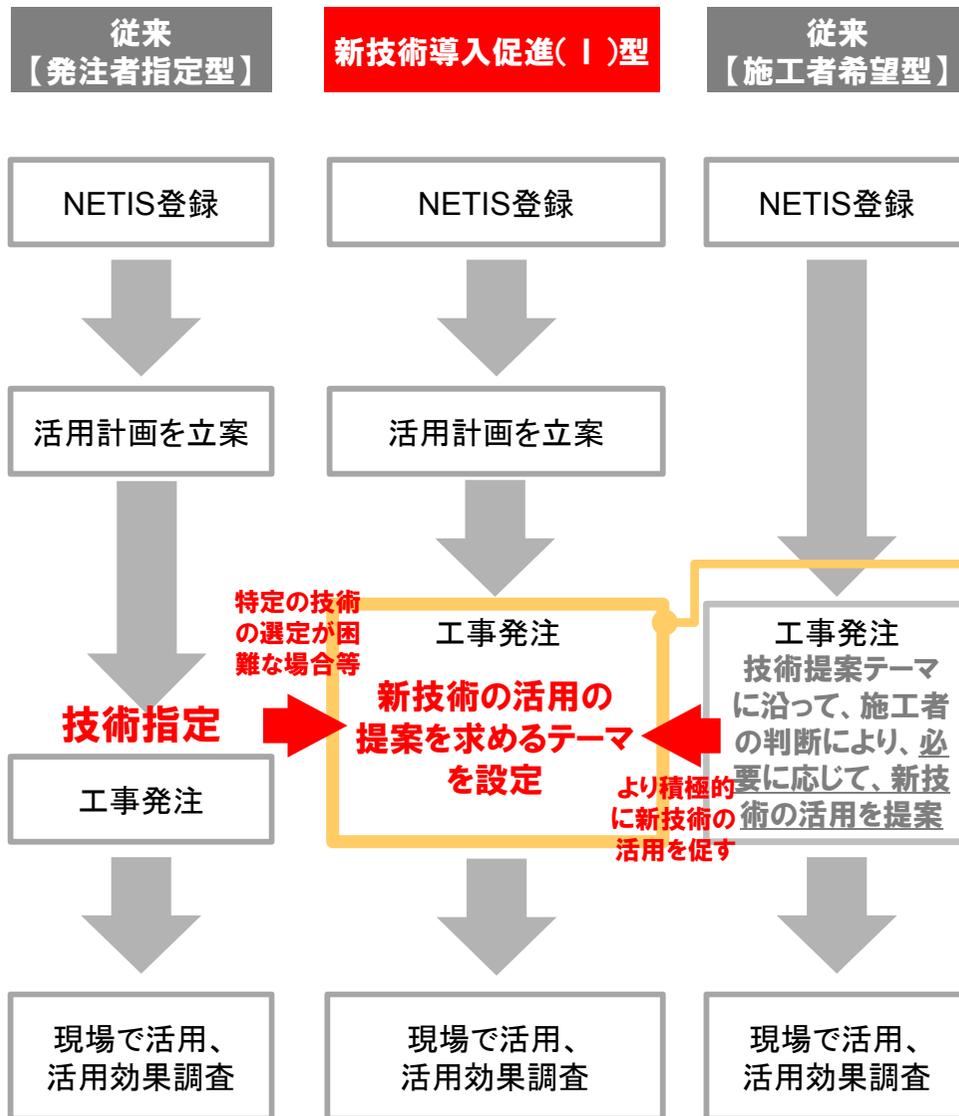
【イメージ】



工法や材料等の選定、施工や維持管理時にも活用できるデータモデルの検討に際し、施工会社から視点・技術・ノウハウを提案

新技術導入促進(Ⅰ)型

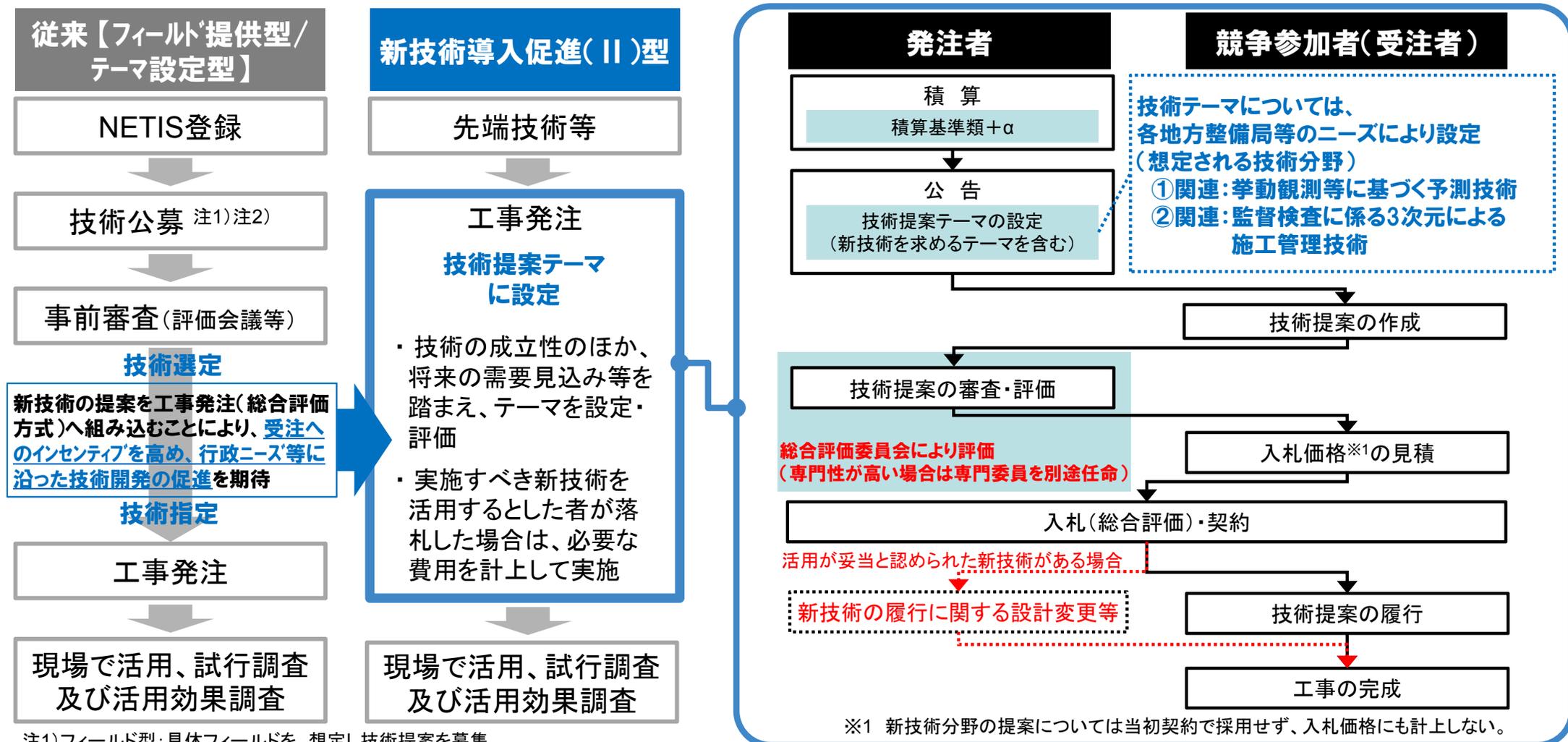
直轄工事等における現場ニーズ・行政ニーズ等により、求めたい技術分野があるものの、類似技術が多く、特定の技術の選定が難しく、技術提案により適切な新技術の活用を促すことを目的に実施。



新技術導入促進(Ⅱ)型

新技術導入促進(Ⅱ)型について、下記の2つの観点から導入

- ① 直轄工事等における現場ニーズ・行政ニーズ等により、求める技術募集テーマ等を明確にしたうえで、実用段階に達していない新技術の活用、または要素技術の検証のための提案を求める。
- ② 発注者と協働して取り組む必要がある分野等について、新技術の導入が進むようテーマ設定。



※1 新技術分野の提案については当初契約で採用せず、入札価格にも計上しない。

注1)フィールド型: 具体フィールドを 想定し技術提案を募集
注2)テーマ型: 現場ニーズ等により設定したテーマにより募集

③事業促進のための民間活用の取り組み

平成29年度は、河川、道路を問わず、プロジェクトの事業促進につながる事業箇所において、積極的に試行を進める。なお、必要に応じて、維持管理に係る民間活用においても試行に取り組む。

【事業実施体制】

■民間技術者チームは、「事業管理」、「調査・設計」、「用地」、「施工」等のエキスパートで構成。

「事業管理」：事業の全体進捗管理・広報計画立案及び協議・調整等

「調査・設計」：調査・設計等業務の工程管理及び協議・調整等

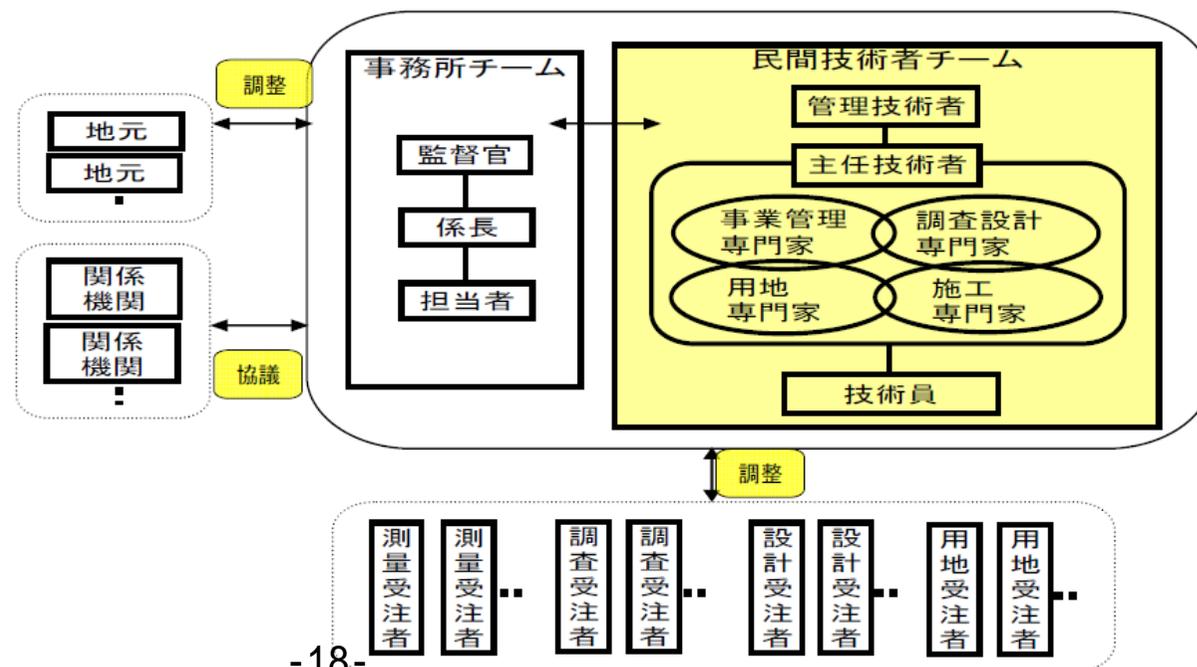
「用地」：用地取得計画調整及び用地進捗管理

「施工」：施工計画・施工方法の観点から、最適な調査・設計・用地管理の検討及び協議・調整等

■それぞれが連携しながら、発注者と一体となって全体の最適な進め方を検討・実施。

【平成28年度実施】

- 四国横断道阿南徳島東事業
- 桑野道路・福井道路事業
- 仁淀川床上特緊事業
- 横瀬川ダム本体等工事



①提案技術の有効性等を検証する取り組みについて

特に技術提案評価型S型に着目して、提案技術の現場での有効性、一般的技術か否か等を発注者として検証する。

②工事成績相互利用登録機関発注工事と直轄発注工事の工事成績を同列に扱う試行(建築工事)

営繕部の発注工事において、他省庁の工事成績を実績を活用することでより多くの競争参加者の参加を促す。

営繕部の発注工事において、他省庁の工事成績を活用することでより多くの競争参加を促す。

【概要】

営繕部の発注工事において、[統一基準](#)※1により工事を実施した[他省庁実績](#)※2を活用し、直轄発注工事の施工実績を持たない企業の受注機会を拡大し、より一層の競争性確保と担い手の中長期的な育成を図ります。

※1：「統一基準」について

H15.3に官庁営繕関係基準類（[工事標準仕様書](#)、[工事成績評定基準他](#)）は「[統一基準](#)」として決定され、既に各府省庁において利用されています。

※2：「他省庁実績」について

H19.4公共建築工事に関する工事成績の相互利用について申し合わせされ、以後、参加登録をした発注機関（[「工事成績相互利用登録機関」](#)）では、それぞれ設定した対象工事についての[工事成績評定結果](#)を相互に交換しています。

②工事成績相互利用登録機関発注工事と直轄発注工事の工事成績を同列に扱う試行

【工事成績相互利用機関について】

品確法を踏まえ、中央官庁営繕担当課長連絡調整幹事会及び全国営繕主幹課長会議幹事会において、平成19年4月、公共建築工事に関する工事成績の相互利用について申し合わせがなされ、参加登録をした発注機関（以下、「工事成績相互利用登録機関」という。）において、それぞれ設定した対象工事についての工事成績評価結果を相互に交換しています。

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が平成14年に施行され、同法8条第1項に基づく「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」において、各発注機関が発注した工事について、工事の施工内容や工事成績評価等に関する資料をデータベースとして相互利用し、技術的能力の審査において、活用を進めるよう努めるものとされているところです

【工事成績相互利用登録機関】

衆議院、参議院、最高裁判所、国立国会図書館、内閣府（内閣官房）、警察庁、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省、防衛省等

②工事成績相互利用登録機関発注工事と直轄発注工事の工事成績を同列に扱う試行

【試行内容】

「配置予定技術者が過去に従事し完成した同種工事の成績」および「競争参加企業が過去に完成させた工事の成績」について、「工事成績相互利用登録機関の発注工事と直轄発注工事を同列に評価」する一般競争入札の総合評価落札方式を試行します。

【対象工事】

営繕部の発注する建築工事（建築工事）、電気設備工事（電気設備工事）、機械設備工事（暖冷房衛生設備工事）、エレベーター設備工事（機械設備工事）

②工事成績相互利用登録機関発注工事と直轄発注工事の工事成績を同列に扱う試行

試行工事における評価項目は以下のとおり

	技術者評価					企業評価											評価点合計
						基本企業評価						その他企業評価			企業評価点合計		
	配置予定技術者評価				技術者評価点合計	施工実績等評価			地域精通度・社会性			小計	BCP	基幹技能者		小計	
	CPD	同種実績	工事成績	優良表彰		同種実績	工事成績	工事表彰	近隣実績	災害表彰等	事故等評価						
評価点	5	10	30	5	50	10	30	5	10	10	-30	65	5	5	10	75	125

※本表に示している評価点は、最大の評価点です。

試行工事においては、

- ①技術者評価の同種工事の工事成績
- ②企業（競争参加企業）の工事成績

について、工事成績相互利用登録機関発注工事と直轄発注工事の工事成績を同列に扱い評価する。

審議事項

【業 務】

- 2) 平成29年度 入札契約方式の取り組みについて

調査・設計等業務における 技術者資格登録規程の活用について 【資格追加】



「登録規程」に伴う業務区分と資格の評価

- ・平成27年度より、登録規程に位置付けられた業務について、「国土交通省登録技術者資格」を追加して評価。
- ・平成29年度においても、資格を追加して同様に活用を行う。

【登録された民間資格】

平成27年1月	維持管理分野: 50資格	
平成28年2月	維持管理分野: 49資格	計画・調査・設計分野: 62資格
平成29年2月	維持管理分野: 37資格	計画・調査・設計分野: 13資格

登録規程に位置付けがない場合

- ①国家資格
 - ・技術士
 - ・博士(研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用)
- ②民間資格
 - ・RCCM
 - ・地質調査技士(地質調査分野に適用)
 - ・土木学会認定技術者【特別上級、上級、一級】(土木関係分野に適用)
 - ・コンクリート診断士(コンクリート構造物の維持・修繕に適用)
 - ・土木鋼構造診断士(鋼構造物の維持・修繕に適用)等

登録規程に位置
づけあり

登録規程に位置付けがある場合

- ①国家資格
 - ・技術士
 - ・博士(研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用)
 - ②国土交通省登録技術者資格
 - ③上記以外の民間資格
- ※②以外で、これまで評価していたRCCM、土木学会認定技術者などの資格等

※評価方法

<管理技術者、照査技術者>

①→②→③の順位で評価

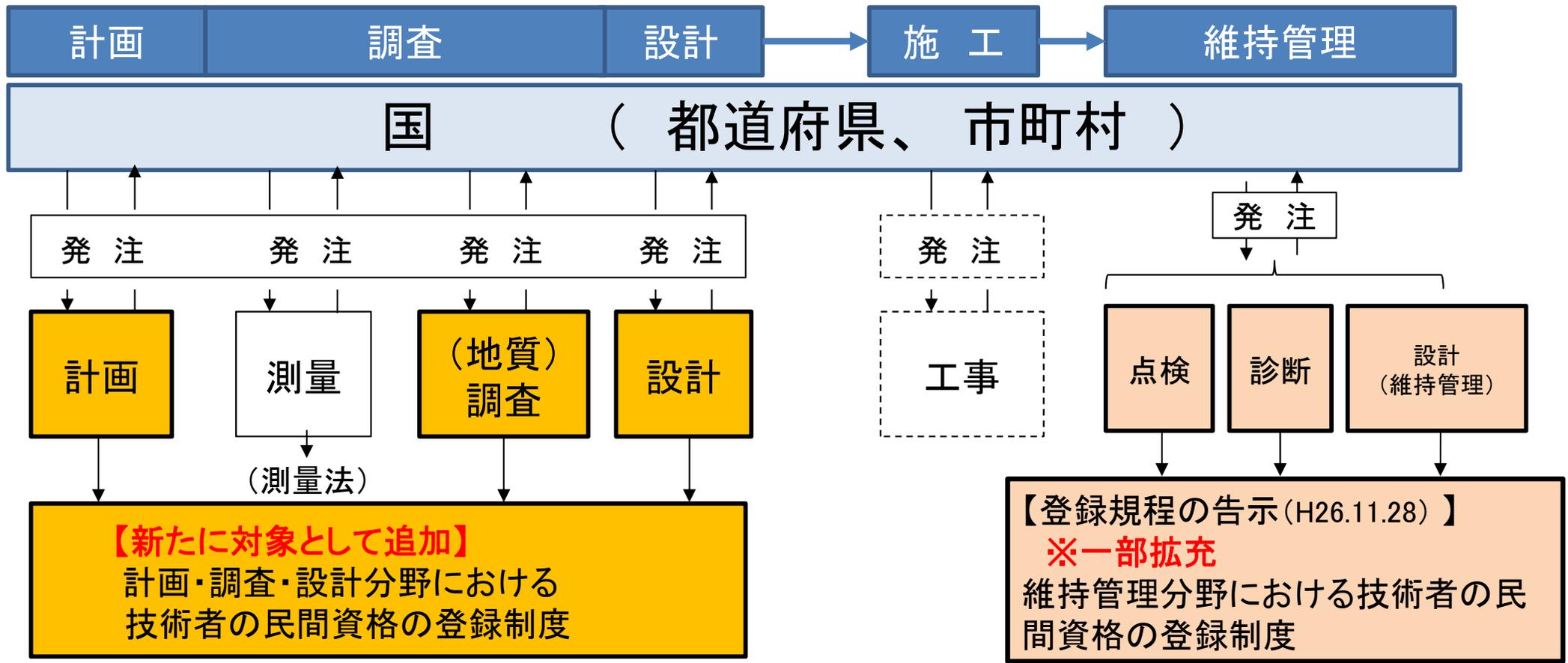
<担当技術者>

①、②は、同等、③は次位で評価

民間資格の登録制度が対象とする業務範囲

- 施設等の対象：国土交通省所管の社会資本分野。
- 業務の対象：工事完成後の点検、診断等に加え、計画、調査、設計分野を対象に追加あわせて、点検・診断等の維持管理分野も拡充。
⇒平成27年10月16日 技術者資格登録規程 改正

(概念図)



計画・調査・設計分野における対象とする区分（施設分野-業務-知識・技術を求める者）

		専門分野														横断分野		
部門	河川、砂防及び 海岸・海洋					港湾及び空港		道路			下水道	造園	都市計画及び地方計画	建設機械	土木機械設備	建設電気通信	地質・土質	建設環境
施設分野等	河川・ダム	砂防	地すべり対策	急傾斜地崩壊等対策	海岸	港湾(※)	空港	道路	橋梁	トンネル	下水道	都市公園等	都市計画及び地方計画	建設機械	土木機械設備	電気施設・通信施設・制御処理システム	地質・土質	建設環境
業務																		
計画	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		
調査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	□	□
設計	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		

※潜水作業が伴う調査の場合のみ、担当技術者にも知識・技術を求める

知識・技術を求める者: 管理技術者

管理技術者と照査技術者両者(両者に同様の知識・技術を求める)

維持管理分野における対象とする区分（施設分野-業務-知識・技術を求める者）

		拡充			拡充				拡充										
		道路			河川			砂防			海岸	下水道	港湾	空港	都市公園	土木機械設備			
施設分野等	業務分野	橋梁（鋼橋）	橋梁（コンクリート橋）		トンネル	堤防・河道			砂防設備	地すべり防止施設		急傾斜地崩壊防止施設	海岸堤防等	下水道管路施設		港湾施設	空港施設	公園施設（遊具）	土木機械設備
		点検		■	■	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	■	□	□	□
診断		■	■	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	□
設計 (維持管理)		■	■	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	□

知識・技術を求める者: □ 管理技術者
 ■ 担当技術者
 ■ 管理技術者と担当技術者両者

注) 本表以外に港湾施設における「計画策定」の業務がある。

「登録規程」に基づき技術資格登録簿に登録された民間資格

- H28.2に民間資格111資格を追加。
(維持管理分野:49資格 計画・調査・設計分野:62資格)
- H29.2に民間資格50資格を追加。
(維持管理分野:37資格 計画・調査・設計分野:13資格)

●維持管理分野 (点検・診断等業務)

施設等名	登録資格数			
	H27.1	H28.2	H29.2	計
土木機械設備	—	2	0	2
公園 (遊具)	0	4	0	4
堤防・河道	—	0	0	0
下水道管路施設	—	1	1	2
砂防設備	1	1	0	2
地すべり防止施設	2	0	0	2
急傾斜地崩壊防止施設	1	2	0	3
海岸堤防等	4	0	2	6
橋梁 (鋼橋)	16	13	13	42
橋梁 (コンクリート橋)	17	12	13	42
トンネル	5	13	8	26
港湾施設	4	0	0	4
空港施設	0	1	0	1
計	50	49	37	136

●計画・調査・設計分野

施設等名	登録資格数		
	H28.2	H29.2	計
地質・土質	9	3	12
建設環境	2	0	2
電気施設・通信施設・制御処理システム	1	0	1
建設機械	1	0	1
土木機械設備	1	0	1
都市計画及び地方計画	1	0	1
都市公園等	2	0	2
河川・ダム	2	1	3
下水道	1	0	1
砂防	2	0	2
地すべり対策	2	0	2
急傾斜地崩壊等対策	3	0	3
海岸	12	4	16
道路	3	3	6
橋梁	3	1	4
トンネル	2	1	3
港湾	14	0	14
空港	1	0	1
計	62	13	75

総合評価落札方式(簡易型)の 業務成績の評価について 【継続】



- ・平成28年度より試行を開始。
- ・平成29年度においても試行を継続する。

○国土交通省では、インフラが適切に維持管理されるよう施設の老朽化対策に取り組んでいる。
○四国内のインフラのメンテナンス及び補修が適切に行われるように、四国に精通した技術者の育成を図るため、四国地域での実績が優れた企業及び技術者を評価する試行業務を行う。

【試行内容】

総合評価落札方式(簡易型)の企業および技術者の業務成績について、四国地方整備局発注業務の成績のみで評価を行う。

〔従来〕

企業及び技術者の業務成績

国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局
発注の完了業務の平均点で評価

〔試行〕

企業及び技術者の業務成績

**四国地方整備局発注の
完了業務の平均点で評価**



総合評価落札方式(簡易型)の業務成績について、四国地方整備局発注の業務成績で評価。

①指名するための基準

評価の項目	評価の着目点	配点		
参加表明者の 経験及び能力	当該部門の建設コンサルタント登録等	5	50	100
	同種又は類似業務等の実績の内容(過去10ヶ年)	5		
	当該事務所、周辺での受注実績(過去10ヶ年)	5		
	四国地方整備局における業務成績(過去2ヶ年)	30		
	四国地方整備局における企業表彰の有無(過去2ヶ年)	5		
予定管理技術者の 経験及び能力	技術者資格等、その専門分野の内容	5	50	
	同種又は類似業務等の実績の内容(過去10ヶ年)	5		
	当該事務所、周辺での受注実績(過去10ヶ年)	5		
	四国地方整備局における業務成績(過去4ヶ年)	30		
	四国地方整備局における技術者表彰の有無(過去4ヶ年)	5		

②入札するための基準

評価項目	評価の着目点		配点		
予定管理技術者の 経験及び能力	技術者資格等、その専門分野の内容		5	50	100
	同種又は類似業務等の実績の内容(過去10ヶ年)		5		
	CPDの取得状況		2		
	当該事務所、周辺での受注実績の有無(過去10ヶ年)		5		
	四国地方整備局における業務成績(過去4ヶ年)		28		
	四国地方整備局における技術者表彰の有無(過去4ヶ年)		5		
実施方針・実施フロー・ 工程表・その他	業務理解度	目的、条件、内容の理解	20	50	
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性	10		
		業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性	10		
	その他	業務に関する知識、有益な代替案、重要事項の指摘	10		

出産・育児等による休業期間の取扱いについて



出産・育児等による休業期間の取扱い

・平成29年度より実施。(対象:全ての発注方式)

- 配置予定技術者の評価(業務実績・成績・表彰)対象期間内に「出産・育児等による休業(※)」期間がある場合、評価対象期間に当該休業期間に相当する期間を加算可能とする。
ただし、休業期間が確認できる資料の写し(取得証明書等)の提出は申請者の判断とし、提出がない場合は評価対象期間に加算しないものとする。

(※)産前産後休業(労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項の規定による休業)、育児休業(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第2条第1号に規定する休業)及び介護休業(同条第2号に規定する休業)をいう。

配置予定技術者が評価対象期間内に出産・育児等で休業していた場合
(確認できる資料の提出があった場合)

■評価対象期間【改定前】

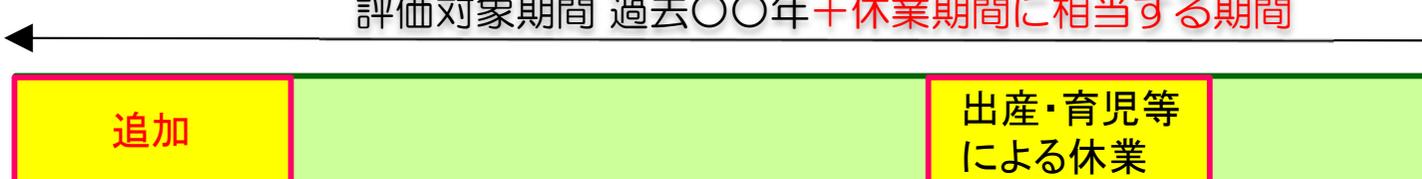
評価対象期間 過去〇〇年



これまでは、休業していた期間も評価対象期間に含まれていた。

■評価対象期間【改定後】

評価対象期間 過去〇〇年 + 休業期間に相当する期間



今後は、休業期間に相当する期間を評価対象期間に加算する。

若手技術者の育成支援について



若手技術者の育成支援

・平成29年度より実施。(対象:総合評価落札方式)

- 参加表明書提出期限日時点で満45歳以下の者を管理(主任)技術者として配置する際、管理(主任)補助技術者1名を追加配置可能とする。 ※管理(主任)補助技術者は担当技術者として配置。
- 配置予定技術者の評価(指名段階, 入札段階)は、管理(主任)技術者に替えて管理(主任)補助技術者の評価値を採用する。
ただし、管理(主任)技術者が参加表明書提出期限日時点で満46歳以上の場合、または管理(主任)補助技術者の経歴等及び同種・類似業務等の実績についての提出がない場合は、管理(主任)技術者の評価値を採用する。
- 管理(主任)補助技術者の資格要件, 実績要件, 手持ち業務量制限は、管理(主任)技術者と同じとする。
- 技術提案書のヒアリングにおいて、管理(主任)補助技術者による説明・回答の補助を認める。

管理(主任)技術者に替えて
管理(主任)補助技術者を評価

